

毎週 火曜日・金曜日（祝祭日に当たるときは翌日発行） 発行人 大分県 編集 佐伯印刷株式会社

（定価 一箇年 三万八千八百八十円）

大分県報

令和三年
五月三十一日
号外（四六）

（月曜日）

目次

規則

調理師法施行細則の一部改正.....

○規則

調理師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年五月三十一日

大分県知事 広瀬 勝貞

大分県規則第七十一号

調理師法施行細則の一部を改正する規則

調理師法施行細則（昭和三十四年大分県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

- 第七号様式中
- | | |
|---|---------|
| 1 | 飲食店営業 |
| 2 | 魚介類販売業 |
| 3 | そとざい製造業 |

- | | |
|---|------------|
| 1 | 飲食店営業 |
| 2 | 魚介類販売業 |
| 3 | そとざい製造業 |
| 4 | 複合型そとざい製造業 |

に

勤務日数及び時間

日/週

時間/日

を

勤務日数及び時間	時間
1 週間当たり	日かつ1日当たり
1 正規職員	
2 正規職員以外（パート・アルバイト等）	

に

改める。

附則

この規則は、令和三年六月一日から施行する。

令和三年五月三十一日

大分県報号外（規則）

一